平成２５年（フ）第３８２号
神奈川県藤沢市大庭5043番地の３　藤沢大庭アパート１―102
債務者　土田　重信
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９３号
神奈川県藤沢市鵠沼橘１丁目10番21号　ロイヤルヴィラ湘南Ｂ―３
債務者　藤澤　　実
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９５号
横浜市神奈川区菅田町1756番地１　ダイヤパレス菅田第２・309号
債務者　高杉　裕一
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９８号
横浜市鶴見区向井町３丁目76番地18　ハイツカトー５号室
債務者　吉澤　沙織（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８号
熊本県上天草市松島町合津1052番地３
債務者　松永しのぶ（旧姓泉田）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月16日午前10時
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第２３号
沖縄県沖縄市室川１丁目９番６―202号　室川市営住宅
債務者　喜屋武真樹（旧姓知念）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１２０号
静岡市駿河区鎌田348番地の１　コーポかまたＮ棟１―１号
債務者　青島　正幸
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１０号
栃木県矢板市鹿島町17番32号
債務者　山田美枝子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０６号
栃木県宇都宮市鶴田町451番地17
債務者　明石　直己
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０８号
栃木県宇都宮市平松本町351番地　イースト鈴宏Ⅰ201号室、前住所栃木県宇都宮市滝谷町９番12号
債務者　熊田　美樹（旧姓三辻）
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４号
岡山県倉敷市菰池２丁目２番１号
債務者　山本　壽江
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４号
岡山市北区津島福居１丁目７番25―３号
債務者　中杉　優文
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１号
熊本県八代市築添町1640番地２　２―20、前住所熊本県八代市中北町3481番地３　A201
債務者　笑喜　鈴香（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月20日午前11時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第５号
大分県豊後大野市三重町芦刈481番地20　市営東営住宅Ｓ―202号
債務者　菊池　隆志
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第２４４８号
東京都足立区足立４丁目37―９―402
債務者　村山眞理子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部